

実の収受を取引価格とすることを民法三七一条によって積極的に認めたといえる。しかし、高橋教授の指摘するように、物上代位は、その目的物の性質が本来は別財産である①果実の法理による構成と、他方減価による補填的構成である②変形物の法理による構成が可能である。この二つの法理が並立して存在しているといえる。担保不動産収益制度の導入により、果実の法理によるところは収益執行によって再構成できる。だが、将来発生する賃料債権の譲渡のように一度果実として認めたものが減減・損失した場合には、やはり物上代位による必要性があるとも言え、やはりなお、この二つの法理が並立していると思われる。高橋教授の「物上代位制度の中でこのような並立が存することを、積極的に捉えなおす必要があると考える」との指摘に賛同する。

- 1) 民集24巻7号965頁～
- 2) 民集43巻9号1070頁～
- 3) 松岡久和・金融法務事情NO.1504 「物上代位権の成否と限界」p.6～
- 4) 平成15年6月6日 衆議院・法務委員会 22号 房村政府参考人発言・中村委員発言
- 5) 高橋眞 金融法務事情NO. 1516「賃料債権に対する物上代位の構造について」p6
- 6) 高橋眞 法学雑誌46巻3号「抵当権による賃料の把握について」p5

要 旨

都市部における住民の組織化に関する一考察

— 町内会組織と生活協同組合に関する芦屋市住民への意識調査を通して —

駒 野 裕 子

本研究は都市部における住民の組織化に関して、「町内会組織」と「機能型組織」双方の組織化の要因分析と、その比較を行うことを目的としたものである。

都市部の昨今の状況を見ると、町内会組織の組織率は年々低下傾向にあり、組織の活動の形骸化や構成員の高齢化等がその原因として問題視されている。一方で、NPOをはじめとする各種の専門性を有して活動している機能型組織の組織率・設立数は増加傾向にあり、地域社会の中で新たな役割を担う組織として大いに注目されている。そもそもこの組織率の差、すなわち組織率の上昇・低下や設立数の背景には、両組織に対する住民の意識の違いが大きく影響しているものと考えられる。本稿の第2章でも触れているが、2004年に内閣府が行った調査によれば、機能型組織への参加は住民自身の「問題関心」に基づき自発的に行われているのに対し、町内会組織への参加は「慣習やルール」といった受動的な理由が大半を占めていることが分かっている。つまりこの調査結果一つを見ても、住民の意識の差が組織率を左右する重要な要素の一つであると言える。そこで本研究では、両組織に対し次のように仮説を立てた。まず町内会組織については一般的に言われているように、組織が伝統的で封建的な色合いが強く、組織の高齢化と共に活動も形骸化し、意識の高い住民は機能型組織へ活動の場を移しているのではないかとということ、さらに機能型組織については、明確な目的やミッションを掲げ専門的な活動を展開することによって多様な関心を持つ住民を取り込み、そのことが高組織率を可能にしているのではないかとということである。

そこで本研究では、両組織に対する住民の意識の違いを比較検討できるよう具体的な質問項目を設け、

実際に住民に対する意識調査を行うこととした。そしてその結果をもとに、都市部においては如何なる特徴を有する組織に住民は参加をし組織化されるのか、また参加を促される要因は何なのかについて検討を行うこととした。

本稿ではまず第1章において、町内会組織の発展経緯に触れ、歴史を概観した。今現在の町内会組織は、古くは「自然村」に端を発し、戦中・戦後の激動期を経ても尚、近隣住民の生活扶助の為、必要不可欠の存在として機能してきた。しかしながら高度経済成長期に至ってからはその機能が薄れ、町内会組織への加入率は減少の一途をたどり、常に役割の求め直しがなされてきた。本章ではこれらの歴史的変遷を踏まえ、組織率の推移や、今現在の町内会組織の現状・各種の問題点についての把握に努めた。

第2章では機能型組織の全般的な実態をつかむため、NPO法人の総数や活動分野に着目し、機能型組織の特徴を見出している。機能型組織の特徴としては、いわゆる理念やミッションといった明確な意志や目的に基づいた活動を展開しており、その活動は目的・課題解決型であり、且つ参加も任意であることがいえる。しかしながらこれらの組織は、各々の組織によって活動の規模や程度に差があることも事実である。そこで本章の後半では、活動基盤の安定性や歴史性といった面から生活協同組合を機能型組織の典型として取り上げ、その発展経緯や現状について概観した。

第3章では、実際に住民に意識調査を行う為、アンケート調査の設計を行った。本研究ではアンケート調査の対象地域を兵庫県の芦屋市に設定した。芦屋市では、生活協同組合の市内組織率(81.1%)が町内会組織率のそれ(約65%)を大きく上回るという現象が起きている。また芦屋市内には従来からの住宅地に加え、新興住宅地やマンション・団地といった住宅地が明確な区分を持って存在しており、住宅形態や地区ごとに、それぞれ歴史性や特徴を有している。そこで本研究では芦屋市の住民を対象とし、各種の観点から町内会組織と生活協同組合に対する住民の意識の差異に迫ることとした。主な質問項目としては、①地域社会及び地域活動に対する関心や意識の程度、②町内会活動への参加の有無や組織の印象、期待する役割、③生活協同組合加入の有無と利用形態、関心のある活動・事業テーマ等である。

第4章では、実際に実施したアンケート調査の結果分析を行った。詳細は省くが、地域社会に対する関心の程度としては町内会活動参加者の方が関心の度合いが高く、逆に生活協同組合加入者のそれは低くなっている。また町内会組織の捉え方としては、各層の住民が「地域の問題を協力して解決する場」や「身近な組織」として認識していることが分かった。一方で生活協同組合は、福祉や環境といった近年活動を拡大している「社会的活動」よりも、従来からの購買事業が住民の求心力となっていることが分かった。

結論は、仮説とは大きく異なるものとなった。今回のアンケート結果から、町内会活動参加者は生活協同組合加入者よりも、より強く人的ネットワークの構築を求めており、地域社会に対してもより高い関心を持っていることが認められた。また各層の住民が町内会組織の存在を肯定的に捉えており、組織の存在に一定の安心感や存在価値を見出していることが明らかになった。町内会組織に関しては、「組織率の低下」と「組織への期待」というこの相反する二つの事象を埋める鍵を探ることが、今後の町内会組織の在り方を模索する上での重要な課題であると考ええる。

また生活協同組合に関しては、事業の主軸を成している購買部門が組織化の核となっており、社会的活動が組織化の主力となっているわけではないことが明らかとなった。その意味では従来から担ってきた「食」や「購買」といった分野での専門性が、今も尚変わらず生活協同組合の組織化の要因になっていると言える。

これらのことから、今後の地域社会においては単にどちらかの組織を志向するのではなく、生活基盤に基づき人的ネットワークを形成する町内会組織と、各種の課題・目的に専門性を持って取り組む機能型組織、双方の存在が重なり合って存在していくことが必要であると考ええる。